議案第12号

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日

西脇市長 片 山 象 三

(理由)

失効期限を延長するとともに、奨励措置の対象となる業種の追加、 奨励措置の見直しを行うため。

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例

西脇市産業立地促進措置条例(平成17年西脇市条例第 126号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	(定義) 号 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 企業 次に掲げる事業(日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準)として定められたもの)に供する施設(以下「企業施設」という。)を有するものをいう。 ク 情報サービス業 エ・オ (略) (2) (略) (新設)	3) 7)	
スンタンマー Ei Na	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 企業 次に掲げる事業(日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号) 第2条第9項に規定する統計基準)として定められたもの)に供する施設 (以下「企業施設」という。)を有するものをいう。 ア・イ (略) ウ 通信業(データセンターに限る。)、情報サービス業及びコールセンタ 一業 エ・オ (略) (2) (略) (3) 本社機能 調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部 門若しくは業務管理部門又は人材育成において重要な役割を担う研修部門を 問者しくは業務管理部門又は人材育成において重要な役割を担う研修部門を	 いう。 性可能エネルギー設備 太陽光、太陽熱、風力、バイオマスその他の再生可能エネルギーを活用して電気又は熱を発生等させる設備をいう。 (5) 未利用エネルギー設備 廃熱その他の未利用エネルギーの利用を図るためのエネルギーを供給する設備 (運搬車両を除く。)をいう。 (6) コージェネレーション設備 ガス等を燃料として発電し、同時に発生する排熱を回収してエネルギーを供給する設備をいう。 (7) 中小企業 資本の額若しくは出資の額が3億円以下の法人又は常時雇用する従業員の数が300人以下の法人及び個人をいう。 (8) (略) 	奨条以 こを地 同原 下金れ敷に目

- して、 3,000 る企業施設の新設に対し 、その差額の範囲内で رد 貊 したね $\exists \exists$ 能立地奨励金の支給 本社機能を有す。 励金の合計額が2億円に満たない場合、 槙 315 رد た 定める。 本社機能立地奨励。前号の奨励金の合計 拼 رد $\widehat{\Omega}$
- 等を差 エネアギ 当該補助金 - る再生可能コン設備に対し 励金と とする。)を奨 は、設備費から <u>企業施設に設置す</u> コージェネレーショ 合は、 (1,000万円を限度。 等の補助金等の交付がある場 脱炭素化設備設置奨励金の支給 備、未利用エネルギー設備又は 費の2分の1以内の額 ただし、国等の補助金 さだし、国等の補助金 (4) (4) (4) (4) (4) 設備、 (3)
 - 当を当 し引くものとする。 上地取得奨励金の支給 企業施設の設置に必要な土地の取得に対して、き 該土地に係る取得費の 100分の15以内の額 (5,000万円を限度とする。) を 奨励金として支給。ただし、土地取得の日の翌日から起算して2年以内に 該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手がある場合に限る。
- $\widehat{2}$
- 前項第1号の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、最初に固定 資産税が課される年度から3年度を限度として、同号の規定による企業施設新 設奨励金(構築物以外の償却資産を除く。)の支給に代えて、その額の範囲内 において全部又は一部を<u>課税免除</u>することができる。
 - 市長は、前条の奨励措置のほか、市内に新設した企業に対して、 した年度から10年度間水道料金助成金を支給することができる。 業を開始 条の2 က 無
- をすりるを ートルを表 に相当する 1,000万] X 年度において年間水道使用量が30,000立方<u>。</u> 金(消費税及び地方消費税相当分を含む。) る水道料金助成金の額 におけ 各年度() は、各年の水道料金 巡 ÌЩ 前項の助成金は、 た水量に係る水 額とする。ただし <u>限度とする。</u> (<u>企業の指定</u>) W
 -) は、 (見を聴 5条、この条例の適用を受けることができる企業(認定事業者を除く。) 次に該当するもののうち、市長が第11条に規定する産業立地審議会の意見いたうえ、市長が指定した企業とする。
 (1) (略)
 (2) 第3条第1項第2号に定める本社機能立地奨励金及び第3条の2第 紙
-)第、温/条第1項第2号に定める本社機能立地奨励金及び第3条の2第1項に 定める水道料金助成金の支給にあっては、企業施設の設置に当たり、新たに 常時雇用する従業員で、市内に住所を有するものが、操業開始日(操業開始 日の翌年度以後における奨励金の支給については、当該年度当初)に5人 (中小企業にあっては2人) 以上であること。)第3条第1項第4号に定める土地取得奨励金の支給にあっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - $\widehat{\mathfrak{S}}$

 \mathcal{O} 8 <u>設備投資奨励金の支給 企業施設の設置に必要な償却資産(構築物</u> 。)に対して課する固定資産税(操業を開始した日以後最初の1月 免除の期間 000 当する額 (前号との奨励措) では、その差額の範囲内 c a, nv り算出した額を当該固定資産税 2 課税1 今は 瘧 ものが50人以上在籍する。 年度分) に相 文裕 円に満たない場合にあって 規則で定めるところにより を薬励金 とする年度から3 各年月 10 市内に住所を有す 岷 $\widehat{\Omega}$

土地取得奨励金の支給 企業施設の設置に必要な土地(本市が所有する土地は除く。)の取得に対して、当該土地に係る取得費の100分の15以内の額(5,000万円を限度とする。)を奨励金として支給。ただし、土地取得の日の翌日から起算して2年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設、の着手がある場合に限る。 (3)

(盤)

さは、最初に固定 ごによる固定資産税 8を奨励金として支 前項第1号の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるとき 資産税が課される年度から3年度を限度として、同号の規定に の課税免除に代えて、その額の範囲内において全部又は一部 給することができる。 (特別奨励金の支給) 2

| |前条に規定する奨励措置のほか、上比延工場公園工場 |して、操業を開始した年度から10年度間特別奨励金を1 は、 に が に が に 3条の2 下新設した企業(紙

 $\frac{7}{7}$ ŧί することができる。 前項の特別奨励金は、各年度において年間水道使用量が30,000立方、 を超えた水量に係る水道料金相当分(消費税及び地方消費税相当分を1 励金の額ほ る特別類) 当該各年度におけ ただ , N とず、 <u>の2分の1の額と</u> 万円を限度とする (企業の指定) $^{\circ}$

账

第5条この条例の適用を受けることができる企業(認定事業者を除く。)は、 次に該当するもののうち、市長が第11条に規定する産業立地審議会の意見を聴いたうえ、市長が指定した企業とする。 いたうえ、市長が指定した企業とする。 (1) (略) (2) 第3条第1項第2号に定める設備投資奨励金及び第3条の2第1項に定める特別奨励金の支給にあっては、企業施設の設置に当たり、新たに常時雇用する権別奨励金の支給にあっては、企業施設の設置に当たり、新たに常時雇用する従業員で、市内に住所を有するものが、操業開始日(操業開始日の翌年度以後における奨励金の支給については、当該年度当初)に5人(中小企業にあっては2人)以上であること。 (3) 第3条第1項第3号に定める土地取得奨励金の支給にあっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア~ウ (略) (格) (格)	ア~ウ (略) (4) (略)
所	

- 公布の日から施行する。 1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の改正規定は、 令和5年4月 所 (施行期日) この条例は、⁴ (経過措置)
- この条例による改正後の西脇市産業立地促進措置条例の規定は、この条例の施行の日以後に第5条の規定により指定された企業について適用し、同日前に同条又は第9条の規定により指定された企業及び認定事業者については、なお従前の例による。 abla